

若年性認知症の人と家族のために

《 医療・福祉・年金制度利用のてびき 》

2012年 7月

飯田市介護高齢課基幹包括支援センター

若年性認知症の人が利用できる主な公的サ - ビスや制度

各制度の概要

	名 称	制度の概要	申請・相談窓口
障害福祉サービス	精神障害者保健福祉手帳 3 ページ	一定の障害を持つことを証明するもので手帳を持つことによって、障害の程度により税金等の各種減免や福祉サービスを受けられる	飯田市福祉課 (りんご庁舎 2 階) 22 - 4511
	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス 10 ページ	市の決定に基づき、介護の支援を受ける「介護給付」訓練等の支援を受ける「訓練等給付」が利用料金の 1 割で受けられる	
介護サービス	介護保険サ - ビス 9 ページ	要介護認定に基づき、利用料金の 1 割負担でデイサ - ビス・ホームヘルプ等の居宅サ - ビスや施設サ - ビスが受けられる 40 歳未満は対象外	飯田市介護高齢課 (りんご庁舎 2 階) 22 - 4511 地域包括支援センター 自治振興センター
医療費助成	自立支援医療 5 ページ	精神疾患(認知症も含まれる)のため通院による治療を受ける場合、通院医療費の負担が軽減される ただし指定医療機関の通院に限る 原則自己負担 1 割	飯田市福祉課 (りんご庁舎 2 階)
	高額療養費 5 ページ	医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額について後で払い戻される	飯田市保健課 (本庁 1 階) 自治振興センター
税の控除	障害者控除 特別障害者控除 3・4 ページ	精神障害者保健福祉手帳の取得により、所得税住民税等が控除されるもの	確定申告 飯田市税務課 22 - 4511 飯田税務署 22 - 1165
	医療費控除 5 ページ	本人や生計をともにする家族が支払った医療費が年間 10 万円以上の場合、確定申告により超えた額が控除される	
経済的支援	傷病手当金 8 ページ	病気等で仕事ができなくなった健康保険・共済組合の被保険者の生活を保障するため給付金が支給される	勤め先の住所地を管轄する年金事務所または健康保険組合
	障害基礎年金 障害厚生年金 6 ページ	年金に加入している間に、初診日があり法令に定められた障害等級表による障害の状態と認定された場合、年金が支払われる	国民年金は 飯田市市民課 厚生年金は 飯田年金事務所 22 - 3641
	特別障害者手当 8 ページ	精神または身体に著しく重度の障害をもち日常生活に特別の介護を必要とする場合に手当てが支給される	飯田市福祉課 (りんご庁舎 2 階)

日常生活支援	日常生活自立支援事業 11 ページ	認知症等で判断力が十分でない人を対象に本人との契約に基づき日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などの支援をおこなう	飯田市社会福祉協議会 地域福祉課 53 - 3180
	成年後見制度 12 ページ	認知症等で判断力が十分でない方について本人の権利を守る援助者(成年後見人)を選ぶことで本人を法的に支援する制度	飯田市基幹包括支援センター - 56 - 1587

認知症についての相談窓口

主治医以外に相談できる窓口

相談窓口	業務内容	連絡先
認知症疾患医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の相談員が、電話や面談に応じます。 ・鑑別診断とそれに基づく初期対応 ・基幹包括・地域包括支援センターとの連携により医療福祉介護のサービスにつなげる ・身体合併症や精神症状(うつ、せん妄、暴力等)への急性期対応 	飯田病院 直通 22-3157
飯田市地域包括支援センター (市内4ヶ所)	<p>高齢者の皆さん(若年認知症の方を含む)が自立して生活できるよう支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談 ・高齢者虐待や権利擁護相談 ・健康や福祉等の相談 ・介護予防プランの作成など 	いいだ地域包括支援センター 56-1595 かなえ地域包括支援センター 28-2361 かわじ地域包括支援センター 27-6052 南信濃地域包括支援センター 0260-34-1066
飯田市基幹包括支援センター	認知症地域支援推進員(保健師)が、認知症の方が必要なケアや医療・福祉・介護が受けられるよう相談や関係機関へのつなぎ連絡調整をします	飯田市基幹包括支援センター 56-1587
自治振興センター保健師	地区担当保健師が病気や健康管理について相談します	各自治振興センター
認知症の人と家族の会 飯田支部(わたの実会)	<p>認知症介護の経験者が介護の悩みや不安に対し、体験に基づいた細やかな助言をします</p> <p>相談日 奇数月 第2木曜日 午後1時～3時</p> <p>会場 さんとぴあ2階</p>	飯田市社会福祉協議会 53-3180
認知症コールセンター - (県の事業)	認知症についての悩み等に介護の専門家等がお答えします 午前10時～午後3時	026-226-7830
若年性認知症電話無料相談 (国の事業)	日曜日を除く午前10時～午後3時 相談料・通話料は無料です	0800-100-2707

主な制度についての説明

内容は平成24年4月時点のものです。制度が変更になっている場合もありますので、各窓口で最新のものをご確認ください。

精神障害者保健福祉手帳

1 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害のある方（認知症も含まれる）が一定の障害にあることを証明するものです。手帳を持っていることで自立して生活し社会参加するための手助けをします。

対象者

精神科（認知症も含まれる）の病気のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人。入院・在宅の区別や年齢制限はありません。

申請には初診日から6カ月以上経過していることが必要です。

自立支援医療（精神通院）制度を同時に申請できます。

等級

病状や生活状況により1・2・3級があります。

1級	単独での日常生活が困難な状態
2級	日常生活に著しい制限を受ける状態
3級	日常生活や社会生活に制限をうける状態

有効期限

有効期限は2年です。更新の手続きは有効期限の3カ月前から可能です。期限の時期にとくに通知はありませんので、期限切れにご注意ください。

申請窓口と必要書類

【窓口】 手帳の申請・交付の窓口は、飯田市役所福祉課（りんご庁舎2階）

電話 22 - 4511

【必要書類等】 申請書類を窓口でもらう

障害者手帳申請書

医師の診断書（障害者手帳用）：初診日から6カ月以上経過した時点のもの

障害者年金証書の写し 直近の「年金振込み通知書」または「年金支払い通知書」

顔写真：縦4cm×横3cm 脱帽 1年以内に撮影したもの

印鑑

ポイント

* 「医師診断書」「障害者年金証書の写し」はどちらかを用意します。

* 自立支援医療と同時に申請する場合は

申請書 はそれぞれに提出 診断書 は手帳用診断書1枚で兼用できます。

手帳の交付・受け取り

審査のうえ、手帳が発行となり原則郵送されます。申請から受け取りまでは2～3ヶ月かかります。

手帳の交付日は、市の窓口で申請が受理された日になります。

2 精神障害者保健福祉手帳をもっていると受けられるサービス

税制上の優遇処置：手帳の等級に応じて、下記のとおり優遇措置を受けることができます。

	内 容	問い合わせ先
所得税・住民税の障害者控除	本人または扶養者（同居でなくても良い）の所得金額から級に応じた額が控除される	所得税 - 税務署 住民税 - 市税務課 （給与所得者は勤務先の給与担当）
利子の非課税 （マル優・特別マル優）	一定の手続きにより、元本350万円を限度として利子等が非課税になる	銀行・証券会社等
相続税の障害者控除	障害者が遺産を相続した場合、障害等級と年齢により一定の割合で相続税が減額になる	税務署
贈与税の非課税	1級の人への贈与にあたり、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を結ぶと、贈与額のうち6千万円まで非課税となる。	信託銀行等
自動車税・軽自動車税	1級の手帳をもつ本人または生計同一者が所有する自家用車で、本人の通院等に使用する場合1台に限り自動車税等が減免される	自動車税・軽自動車取得税 地方事務所税務課 軽自動車税 - 市税務課

その他の優遇措置

	内 容	問い合わせ先
NHK受信料の減免	全額免除 手帳をお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税の場合 半額免除 手帳1級の方が世帯主で受信契約者の場合	市役所福祉課の窓口で申請書を提出し証明を受けてNHKに提出する
バスの運賃割引	バス乗車の際、手帳を提示することにより路線バス料金が5割引きとなる。高速バス料金の割引はない。手帳1級の場合は介護者も可	信南交通高速乗合課 電話 0265-24-0009
そ の 他	県立美術館の観覧料の全額免除 県営住宅の優先入居	

自立支援医療（精神通院医療）

この制度を利用すると、精神科通院にかかる医療費は原則 1 割負担になります。通院のほか薬局、往診、デイケア、訪問看護も対象です。入院にかかる費用は対象となりません。

対象者

精神科の医療を受けている精神に障害がある方が対象です。認知症も対象となります。
ただし、指定自立支援医療機関に受診していることが必要です。

飯伊地域の指定医療機関（精神科等） 50 音順

阿南病院	清水医院	まるやまファミリー - クリニック
飯田市立病院	下伊那厚生病院	三浦医院（喬木村）
飯田病院	下伊那赤十字病院	みかさクリニック
クローバ - クリニック	菅沼病院	
健和会病院	瀬口脳神経外科病院	

申請窓口と必要書類

【窓 口】 飯田市福祉課（りんご庁舎 2 階 電話 2 2 - 4 5 1 1）

自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書

自立支援医療（精神通院医療）診断書 申請日から 3 カ月以内に作成されたもの
医療保険の加入関係を示す書類：被保険者証の写し等

税務情報の閲覧及び提供に関する同意書（当年中に転入した方のみ市民税課税証明書）

申請後 2 ～ 3 ヶ月で自立支援医療受給者証が届きます。

有効期限は 1 年なので、引き続き支給を希望する場合は更新申請の手続きをします。

自己負担額

自己負担額は原則 1 割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得等に応じて、1 ヶ月ごとの支払い限度額が設けられています。

高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ月内の医療費の自己負担額が、一定の額を超えたときに、保険者に請求することにより自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

また、介護保険を利用している人で、医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が、一定の額を超えた場合、高額医療・高額介護合算療養費制度として超えた分が支給されます。

該当する方には、保険者から通知が届きます。

【問い合わせ先】

国民健康保険の方は飯田市役所保健課国保係 電話 2 2 - 4 5 1 1 （内線）5 5 2 3
社会保険の方は加入の医療保険窓口

障 害 年 金

障害年金とは、病気やケガなどによって、日常生活や働くことが困難になるなど、一定の障害が認められた場合に支給される年金です。認知症による障害も対象となります。

障害年金の種類と窓口

請求する障害年金は、初診日（認知症ではじめて医療機関を受診した日）に加入していた年金の制度によって、下記のように違う窓口になります。

初診日における加入保険制度			請求年金	窓 口
国民年金	無拠出制	20歳前の初診	障害基礎年金	市役所市民課年金係
	拠出制	1号被保険者期間の初診		
		3号被保険者期間の初診		飯田年金事務所
厚生年金・共済年金（2号被保険者）			障害基礎年金 + 障害厚生・共済年金	厚生：飯田年金事務所 共済：各共済組合

1号被保険者：学生、農業、自営業など国民年金（基礎年金）のみに加入の方

2号被保険者：厚生年金、共済年金に加入の方

3号被保険者：2号被保険者に扶養されている配偶者の方

年金額と等級

障害年金には、国民年金の障害基礎年金1・2級と厚生（共済）年金の障害厚生（共済）年金の1・2・3級があります。

初診日に加入していた年金	障害年金の区分	年金支給額（平成24年度）
国民年金	障害基礎年金 1級	786,500円 × 1.25 + 子の加算
	障害基礎年金 2級	786,500円 + 子の加算
厚生年金 共済年金	障害厚生年金 1級	報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者加給年金
	障害共済年金 1級	
	障害厚生年金 2級	報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金
	障害共済年金 2級	
障害厚生・共済年金 3級	報酬比例の年金額	

各等級の大まかな目安

等級	状態の程度
1級	日常生活をひとりで送ることが難しく、常時介護が必要な状態
2級	必ずしも常時介護を受ける必要はないが、日常生活に困難がある状態
3級	重度の障害はないが、日常生活や社会生活で制約がある場合

3級は、障害厚生（共済）年金のみ支給されます。

障害年金を受給できる要件

年金加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害であること
保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が、加入期間の3分の2以上あること
障害の状態が障害年金の基準にあてはまっていること

初めて医師（受診は何科でも可）の診療を受けたときから、1年6ヶ月経過した時点での障害の状態である。ただしその時点で該当していなくても65歳までに一定の障害状態になったときに請求できます。

申請手続きの流れ

事前の情報整理

初診日の確認、初診日に加入していた年金の種類、納付状況
これまでの治療歴をまとめておく

担当窓口で請求に必要な書類をもらう

担当窓口は 国民年金は市役所市民課年金担当
厚生年金は年金事務所（旧社会保険事務所）
共済年金は共済組合

請求書類の作成・用意

医療機関に診断書、受診状況等証明書（初診日等の証明）の作成を依頼
障害年金裁定請求書、病歴（就労状況等）申立書、戸籍謄本、世帯全員住民票
課税証明書または非課税証明書、年金手帳、請求者名義の預金通帳、印鑑等

書類の提出

担当窓口を用意した書類等を提出します。

決定通知

書類提出から審査を経て、およそ3～4ヶ月後に決定通知が届きます。

特別障害者手当

特別障害者手当は、身体または精神にきわめて重い障害を重複して持ち、常時特別な介護を要する状態にある20歳以上の障害者本人に支給される手当金です。

対象者

20歳以上で、精神又は身体に著しく重い障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方

【申請できない人】

病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している方

施設等に入所している方

本人や配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えている場合

20歳未満の方

支給月額

26,260円 平成24年度時点

申請窓口と必要書類

【窓口】

市役所福祉課障害福祉係 りんご庁舎2階 電話 22-4511

【手続きに必要な書類】

医師の診断書（所定の様式のもの）、所得状況届、戸籍謄本または戸籍抄本、住民票
身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

所得限度額、必要書類等についてくわしくは窓口にお問い合わせください。

傷病手当金

病気やケガのために仕事ができなくなった、健康保険または共済組合の被保険者とその家族の生活保障をしてくれる制度です。病気によって事業主から十分報酬が受けられない場合に支給されるものです。国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。

傷病手当が支給される要件

病気やケガの療養のため働くことができない（労務不能）の状態であること

労務不能の日が継続して3日間あること（土・日・祝日も含む）

労務不能4日目以降、給料を支給されていないこと

健康保険または共済保険の被保険者であること

支給期間と支給額

支給期間は、支給開始後1年6ヶ月の範囲内です。

支給額は労務不能1日につき標準報酬日額の3分の2の金額です。

申請窓口

- ・会社の住所地を管轄する年金事務所または健康保険組合・共済組合
- ・受給できる要件や必要書類等が複雑ですのでくわしくは窓口でお問い合わせください。

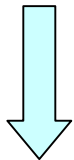
介護保険の利用

介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活が送れるよう必要なサ - ビスを総合的・一体的に提供するものです。

40歳以上であれば、若年性認知症の方も申請できます。

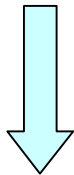
介護サ - ビス利用の流れ

介護保険申請をする



本人や家族が介護保険申請書を提出
申請窓口は、市役所介護高齢課（りんご庁舎2階）や地域包括支援センター - 自治振興センター -

認定調査・認定審査・認定区分の決定



市の認定調査員が自宅等を訪問して、心身の状態や日常生活の状況を聞き取り調査する
市から主治医に「意見書」の作成を依頼する
介護認定審査会で介護の必要性の程度（介護度）を審査し市が決定する

介護サ - ビスを受ける

結果通知書・介護保険被保険者証が届く
要支援1・2は地域包括支援センター - の担当者と話し合いケアプラン作成を依頼する
要介護1～5は居宅介護支援事業所を決め、ケアマネジャー - と話し合いケアプラン作成を依頼する

サ - ビス利用料

自己負担額はサ - ビスに要する費用の1割です

主なサ - ビスの内容

【通所して利用するもの】

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

【訪問を受けて利用するもの】

訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護

【地域密着型サービス】

小規模多機能型居宅介護、グループホーム、認知症対応型通所介護

【施設サービス】

介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設

【短期間入所する】

ショートステイ

【その他】

福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス

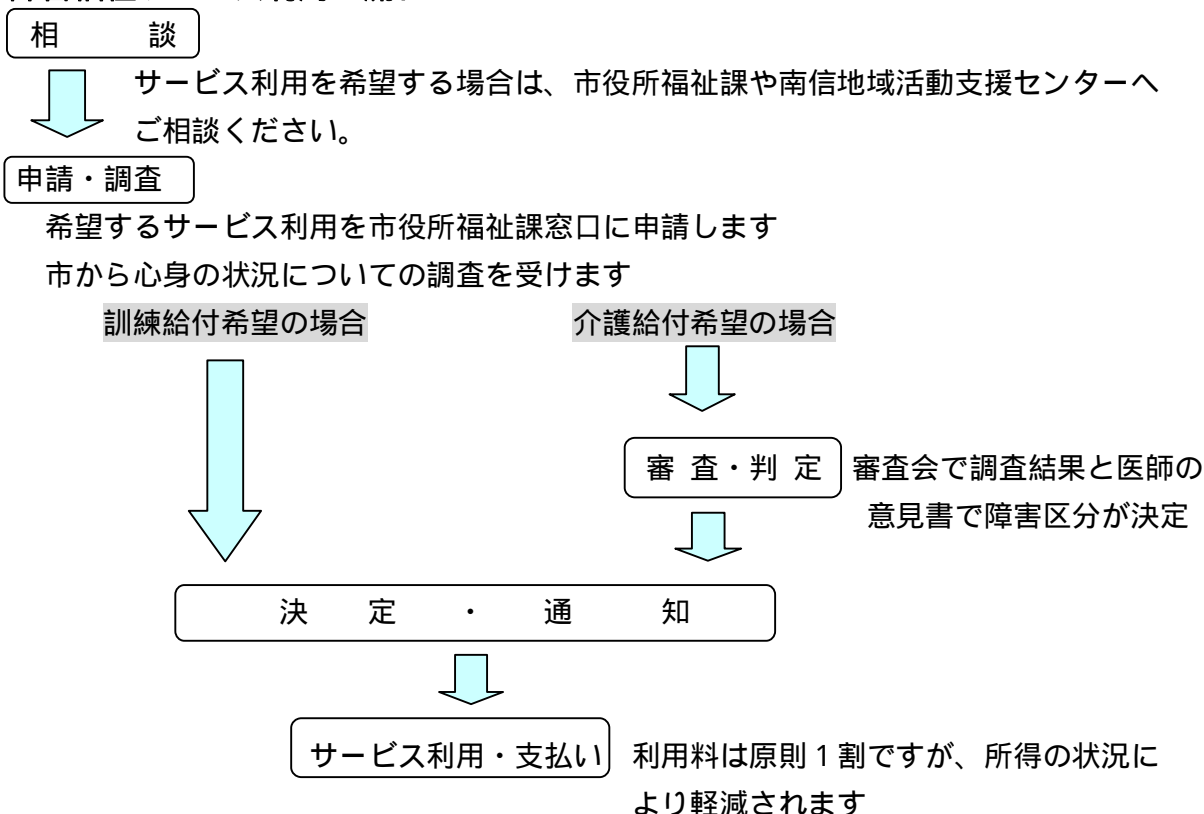
障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、自立支援給付があります。認知症も自立支援法のサービスが受けられます。介護保険サービスを利用できない40歳未満の人や介護保険サービスに相当するものがない自立訓練や就労移行支援等のサービスを利用する場合等に有効です。

申請の対象となる方（障害者であること）

障害者であることを確認するもの

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・精神障害による障害者年金を受けていることを証明する書類：年金証書等
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）

障害福祉サービス利用の流れ



主なサービスの内容（介護保険サービスにないサービス）

【訓練等給付】

自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、

【介護給付】

行動援護（外出時の移動の補助等）

介護保険サービスとの関係

障害福祉サービスに相当するものが介護保険サービスにある場合は、基本的には介護保険サービスが優先されます。くわしくは市役所福祉課窓口にお問い合わせください。

日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が十分でない方を対象に、ご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

対象となる方

判断能力が十分でないため、日常生活を営むうえで必要な福祉サービス等を自己判断で適切に選択・利用することが困難な方、ただしご本人がこの事業について理解しご本人の意思で契約を締結します

支援内容

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの情報提供や手続の方法・利用について相談助言

日常的な金銭管理サービス

一定金額の預貯金の出し入れ、公共料金の支払い、家賃の支払い等

書類等預かりサービス

通帳や権利証書、実印、保険証書等を安全に保管

利用料金（生活支援員がお手伝いするとき、利用料と交通費がかかります）

1時間あたり1,000円

交通費は1Kmあたり20円

サービス利用の流れ

相談



本人や家族、民生委員等が飯田社会福祉協議会地域福祉課に相談
専門員が相談、確認、申請の受付

飯田市社会福祉協議会（基幹的社会福祉協議会）



相談調査、支援計画、本人と契約締結

サービス提供

窓口

飯田市社会福祉協議会（さんとぴあ飯田内）

電話 53-3180

成年後見制度

認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です

法定後見制度 : 判断能力が不十分になってから

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって契約等の法律行為をしたり、本人が法律行為をするとき同意を与えたり、本人が同意を得ずにした不利益な法律行為を後で取り消すなどにより保護支援します

【申し立て】

本人の住所地の家庭裁判所（飯田家庭裁判所）へ本人、配偶者、四親等内の親族などが申し立てできます。そのほか身寄りのない場合等では市長が申し立てることもできます。

【費用】

- ・ 申し立て手数料・登記手数料等 : 約1万円程度かかります。
- ・ 鑑定料 : 裁判所で鑑定が必要と判断されたケースについては、個々のケースによって異なりますが3～10万円ほどの費用がかかります
- ・ 成年後見人等に対する報酬

任意後見制度 : 判断能力が不十分になる前に

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです

【契約締結から後見開始まで】

- ・ 判断能力が十分ある状態のときに、本人があらかじめ「任意後見人」を選び、公証人役場で公正証書により「任意後見契約」を結んでおく
- ・ 本人の判断能力が低下したとき、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に申し立てを行う
- ・ 家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任してはじめて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は任意後見監督人の監督のもとで、財産管理や医療介護福祉サービスの契約等本人への支援を行う

【費用】

公正証書作成手数料他で、約2万円程度です

任意後見人の報酬額は、あらかじめ任意後見契約において決めておきます

任意後見監督人の報酬

問い合わせ窓口
市役所基幹包括支援センター 成年後見担当
電話 56 - 1587

飯田市保健福祉部
介護高齢課基幹包括支援センター
電話 0265-56-1587